そのような再調査が実施できる時間などなかったと断言できるのである。

従って、一号炉審査にも加っていた三人は、右申請者の誤りを指摘できる経験と資格を持ちながら、なぜか、それをしなかったのである。（以下次号に続く）

（１頁から続く）

同グループは、磯津漁港で採取されていた海水から、１ｃｃ当り約１万個のギムノディニウムを検出し、今回の大量死の直接原因は、やはり赤潮であると断定した。しかし同時に同グループは、直接原因を指摘するだけでは不十分で、なぜ今回始めて赤潮が発生したのか、同じ気象条件の他の水域で発生せず、この水域でだけ発生したのはなぜか、そして、再発防止のために何をなすべきか、などを究明する必要性を強調した。

そして同グループは、一年おきに、ほぼ同じ水域で大量死が発生していること、同水域における唯一の汚染源は、温排水の名で呼ばれている〝汚悪水〟をたれ流し続けている伊方原発であること、そして、〝汚悪水〟中には、不完全に殺菌されたままの生物死体、放射性物質、それにトイレ・洗たくなどの一般排水などが混入しており、定期点検時には、さらに異った排出条件もあり得ること、などを考慮すると、直接原因は、連鎖球菌、寄生虫、赤潮と変化していても、その起因が伊方原発であることは大いにあり得ると報告した。

この報告を新聞などで知った長浜町漁協の漁民約５０人は、７月１９日、アワビの死貝約５０キロをかついで伊方原発に押しかけた。そして、「温排水を宇和海に出せ」、「四電は今回の事態の責任をとれ」などと要求した。しかし四電側は、「宇和海に出すのは不可能」「責任はない」などと答えて決着がつかず、漁民たちは、責任ある回答を要求して、約５時間後に引き上げた。

一方、磯津漁協でも、今回の被害について四電と話し合うことをきめたという。

内海立地の唯一の原発である伊方原発は、近く、３号炉増設に向けて具体的に動こうとしているが、発電所から排出される不可避の莫大な量の〝汚悪水〟の波紋は、こんご、ますます拡大していくことであろう。

「温排水による環境破壊およびその結果としての漁業の被害が『原子炉による災害』の典型的な一例であることは疑う余地がない。……。これを（安全審査の）対象外とした原判決の判断には法令違背が存する。」（「上告理由書」より）

会計報告（'85.7／4～7／29）

収入	
会　費	１２７,０００
ニュース購読料	７６,０００
カンパ	３３,０００
「上告理由書」売上金	７０,０００
コピー代金	１０,０００
計	３１６,０００
支出	
ニュース印刷代	３１,０００
郵送料	１６,９８０
振替手数料	１,９８０
会場費	６,０００
ゼロックス・リース料	１４,３００
同上・コピー料	３６,４９６
計	１０６,７５６
差引	２０９,２４４
積立金合計	５０４,３６７

伊方訴訟ニュース

第１４４号

1985年8月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先：〒530 大阪市北区西天満４-９-15 第一神明ビル 藤田法律事務所 ☎ 06-363-2112 口座 大阪 3-48780

また伊方沖で魚介類の大量死
直接原因は赤潮だが伊方原発が主因？

１９８１年の秋と１９８３年の秋の二度にわたって、伊方原発沖周辺海域で、イワシやアジなどが大量死し、近隣漁民だけでなく、全国各地にも大きな衝撃を与えた。

ところが、さる７月１１日～１５日にかけて、下図に示すように、少し西寄りではあるが、ほぼ同じ水域で、またまた魚介類の大量死が発生した。

魚介類死滅図

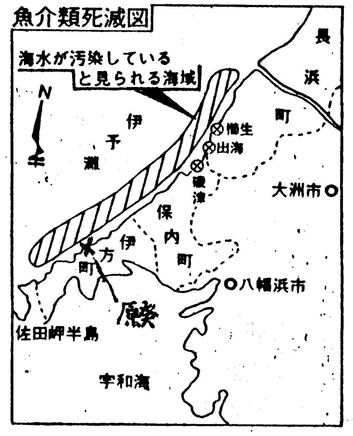

今回は、前二回と違って、イワシなどの回遊魚にはほとんど被害はなく、その代り、アワビ、サザエ、アナゴ、タコなどの底物の魚介類が、海底、イケス、タコつぼなどで、ほぼ壊滅的な被害を受けた。また、大量死が起こる少し前から、海水は、赤潮の発生を思わせるように、黒褐色に変化し始め、最盛時には、海底でも３０センチ先が見えないほどだったという。

愛媛県水産課は７月１５日から調査を開始し、翌日にその結果を発表した。それによると、問題水域では表面水温は前年同期にくらべ５度も高く、塩分濃度は前年よりかなり低いという赤潮発生条件だったという。そして赤潮を構成するプランクトン、ギムノディニウムが最高で１ｃｃ当り６,９００個検出されたことから、今回の大量死は、このプランクトンが魚のエラなどにつまって魚介類を窒息させたため、と断定した。

しかし、問題のギムノディニウムは、これまで、宇和海側では何度か発生したことはあったが、伊予灘側では始めてであり、しかも赤潮発生期の盆ごろよりずっと早く発生したことなどの根本原因は、県の発表でも、不明のままとなっている。

前２回の大量死の際、漁民の要請を受けて調査を行った京都大学漁業災害研究グループでは、今回も、柏井さんら２名がかけつけ、７月１７日から、死魚の検体、海水の分析、漁民からの聞きとりなどの調査を精力的に行った。そして１８日には、その結果を県庁記者クラブで発表した。（以下８頁に続く）

2号炉訴訟
原告準備書面

ー立地条件(四)ー

1985年5月24日提出（その2）
前々号で
1985年2月8日提出（その2）
とあるのを次のように訂正
1985年5月24日提出（その1）

(四) 一回目の調査の結論は、二回目の調査、即ち二つの音波探査調査によって明確に「否定」された。

以上明らかにした通り、一回目の調査では「敷地沖合五～八kmに中央構造線の存在を推定した」のであるが、すでに見たごとく、これをはるかに上回る大規模な調査となった二回目（細かくいえば、二回目と三回目の合同調査）では、その結論として「上灘西方六kmより西方は中央構造線の存在そのものを推定すること自体困難である」と明言し、先の「五～八kmに推定」することが困難であると、一回目の調査結論を明快に否定しているのである。このことは、"少なくとも音波探査によっては、本件二号炉敷地沖合のどこに中央構造線があるかということは全く不明である"というのが、調査者と調査依頼者の四国電力、即ち申請者の結論だったのである。

即ち、右二回の音波探査では、調査によって本件二号炉敷地沖合五～八kmの海底に顕著な断層が数多く存在している事実が明らかになったものの、二回目の調査によって、この五～八kmの範囲の地層は中央構造線より北側にある領家帯の「中に」ある地層であることが明らかになったため、この五～八kmの範囲にある断層を中央構造線と「断定」できないばかりか「推定」すらできないものとなり、結局、調査の目的であった中央構造線の位置については「不明」としたのである。

(五) 音波探査の調査結果とは全く異なる見解＝判定を示した二号炉安全専門審査会（報告書）

我々は、今まで明らかにした事実でもって、もう一度、先に示した二号炉審査会の審査報告書に戻らねばならない。そこでは、先に示したごとく、敷地沖合の中央構造線について「一号炉審査の際の音波探査によれば、本発電所敷地の北側五～八kmの伊予灘海域に佐田岬半島とほぼ平行に中央構造線の延長と示唆するともみられる記録が認められ」とし、これ以外に、同構造線の位置についての記述はない。

審査会は、この後の二回目の調査で明快に「推定できない」と否定された一回目の調査結論を用いて、中央構造線の位置を「判定」しているのである。

そして続いて次に「その後、更に敷地前面を含む広範囲の海域の音波探査が追加実施され一略一前面海域の上記の場所においては、少なくとも最上位の堆積層の一」云々と記し、この二回目の調査の中央構造線についての結論は一行一句も採用されず、なんと、伊方沖は南北一本、東西一本しか調査していない同調査を使って伊方沖の堆積土の状況について判定資料としているのである。

(一)から(四)までのデタラメ審査を図解すると下記の（4～5頁）のようになる。

(六) このデタラメ判定を隠すために用いた「オマケ」

ちなみに審査会が、この短かい報告書の中で、貴重なスペースをさいて記した「上記の場所の堆積土」云々なる内容は、立地条件(二)で明らかにしたごとく沖積層のことであり、これをもって同所が「活断層ではない」といえるわけでもなく、申請者も、審査会も、そう主張していない。ではなぜ、この文章がここに登場したのか？審査会は貴重なスペースを何かの言葉遊びのために使ったのか？そこで、あえて被告サイドにたってこの文章の意味に踏み込んでみると、要するに、同所の断層について、活断層か否かの判定を避けて、堆積層が動いていないという記述でもって、同所の「活動性」が「低い」とか「弱い」とか言いたかったようである。しかし、申請書でも、報告書でも、活断層と活動性の関係、或いは「活動性」なるものの地学的基準などが全く示されていないのであるから、何をもって「活動性」の大小や強弱などを判断するのか、またその大小、強弱と本件二号炉の立地条件審査とどう対比させているのか、どこまでが認められ、どこから認めないのかーなどの審査判定の基準すら示されていないのであるから、この妥当性の可否を検討することは誰にとっても不可能である（従って、その基準が存在するのなら直ちに示してもらいたい）。

従って、この基準が存在しないとすれば、この文章は、単に言ってみただけ書いてみただけーという意味以上には何の意味もない文章になるのである。が、しかし、専門家を自認する審査委員が、そのような愚をおかすはずはないのであるから、この文章が、報告書にあえて書かれている理由があるとすれば、それは先ず、同文章の前段で一号炉審査の音波探査を用いて「五～八kmに示唆されるとみられる記録が認められるが」と、審査委員自身もあいまいにしか書ききれなかった中央構造線の位置についての記述を、続いて「その後の音波探査が実施され一略一上記の場所の堆積土は動いていない」というこの文章を続けて重ね書きすることでもって、今まで明らかにした二回目の調査の結論、或いは二つの調査の関係を明確に把えていない場合には、「五～八kmに中央構造線がありそうだ」と思わしめることが可能になるーことを狙っての文章配置であったことがうかがえるのである。このように考えるしか、この意味のない文章が、ここに登場した理由を説明しえないのである。

審査会や被告のやり方は一事が万事このようなものである。

(七) 一号炉審査と二号炉審査における海底音波探査調査資料＝申請書添付書類をめぐる奇妙な相似現象

(1) 一号炉音波探査の調査実施と同一号炉安全審査の最終部会報告書の決定は「同じ月」だった。

本件二号炉安全審査の立地条件の項においても使用された一号炉審査の際の音波探査、即ち「伊方発電所ーについて」の調査は、既に示したとおり、昭和四十七年十月に実施されている。しかし、何日から何日まで実施し、いつまとまったかーという具体的な内容は被

二号炉審査報告書
（乙四－P㉒）

→

なお、１号炉審査の際の音波探査によれば、本発電所敷地の北側５～８ｋｍの伊予灘海域に佐田岬半島とほぼ平行に中央構造線の延長を示唆するともみられる記録が認められたが、それ以南の海域の記録は、極めて安定していた。また、敷地近傍の地盤も安定しており、近い将来においても断層運動などの大きな地変が予想されるものではないと判断した。

↓

一回目の調査内容は
1. 調査測線は６本
2. 期間は数週間
3. 範囲は東西１０ｋｍ
4. 陸上の地質との対応なし

↓

結論は「敷地沖合５～８ｋｍに中央構造線を推定」

↓

この小規模で不充分な調査の結論が、広域調査と地質対応をしなければわからない中央構造線を推定する資料に用いられた。

↓

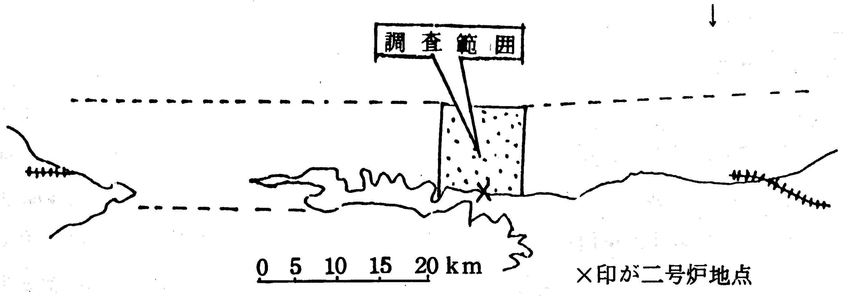

左記文章の続き

←

申請者において、その後、更に敷地前面を含む広範囲の海域の音波探査が追加実施されたので、その結果について審査した結果、前面海域の上記の場所においては、少なくとも最上位の堆積層の堆積以後の断層活動は認められないことが判明した。更に、

↓

その後の調査内容は
1. 調査測線は３４本
2. 期間は４カ月間
3. 範囲は東西９５ｋｍ
4. 陸上の地質、地層と対応しながら実施

↓

結論は「上灘西方６ｋｍより以西の海域では中央構造線の存在を推定すること自体が困難」

↓

海底調査の最終結論だったこの調査の結論は全く無視し、この調査では２本しか実施していない伊方沖５～８ｋｍ地域の堆積土の状況を示す資料にのみ用いた

↓

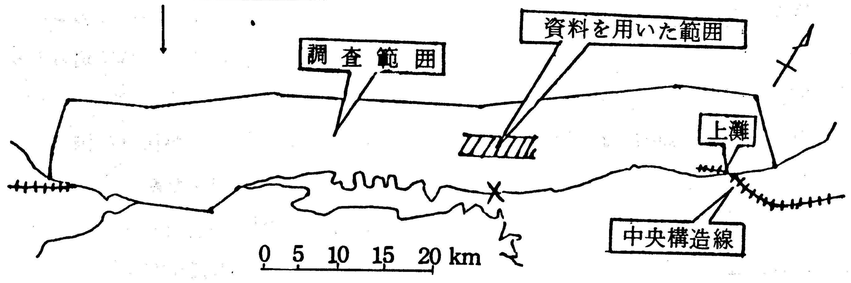

告提出の乙三一二でも、申請書、同添付書類でも、どこにも示されておらず、従って、現在時点では日時については不明である。が、とにかく、十月中に実施されていることは乙三一二で示されている通りである。

ところがである。同一号炉を審査した同安全審査会の第八六部会が最終会合を開き、部会の最終報告書を決定した日をみると、昭和四十七年十月三十一日なのである（甲十三号証ノ四）。

なんと、最終部会報告書が決定されたその同じ月のうちに、「一号炉審査の際の音波探査によれば」（乙四号証、Ｐ２２）と二号炉審査会がいうところの、その調査が実施されているのである。

この驚きは、この一号炉審査の報告書中に「中央構造線」についての判定の記述は一字一句も見当らないこと（甲十三号証ノ五）、そしてこの事実について「この報告書には中央構造線が全く考慮されていない」と住民が異議申し立てを行なった（甲十三号証ノ六）後になって、報告書提出より、実に半年以上も後の国の異議申し立て棄却決定書の中で「発電所敷地の前面伊予灘海域の沖合五〜八ｋｍにあると推定されている」（甲十三号証一七）と、この時点で初めて中央構造線が登場していることーという経過を知るならば、その驚きは倍加するのである。

(2) 二号炉審査でも申請書添付書類として音波探査資料が審査会に提出されたのは最終部会報告書決定の日の二十日前である。

まず被告提出証拠の乙三一一号証と乙三一二号証を見られたい。そこには、添付書類一一八の一部補正と書かれ、その日付は、昭和五十二年一月となっている。この一部補正の中に、既に示した通り、二回の音波探査の調査結果が記載されているのである。

申請書と、補正前の添付書類が国に提出されたのは、昭和五十年五月三十日であり、安全審査会が部会を開いて審査を始めたのが、昭和五十年九月十日なので（乙四号証Ｐ４１右行最下段）、この一部補正の添付書類の提出は、申請書提出から一年八ヶ月後であり、審査開始後でも一年二カ月過ぎた時点であった。この時点から、伊予灘海域にある中央構造線についての「審査」が始められたのである。

なお、二回目の調査が完了したのは、昭和五十年四月、即ち、四国電力の申請書提出の前であり、同調査をまとめた本審査の参考文献「佐田岬ー構造」の調査報告書が公刊されたのも、同年十月であったことをここで想起することは重要である。即ち、一号炉の場合とは異なり、申請者である四国電力は、音波探査の調査結果についての資料を、実際に提出した時よりも、少なくとも一年以上も前に国に提出することは十分すぎるほど可能だったのである。そして、この一部補正の提出された昭和五十二年一月の翌月の同年二月十五日に本件二号炉を審査した第一二一部会の最終報告書が決定されているのである。

次にこれを、具体的な日時で追ってみると、更に驚きと怒りが高まるのである。

則ち、この一部補正が何日に国に提出され、何日後に審査会に渡ったかというと、申請者の四国電力が国（科学技術庁）に提出したのが昭和五十二年一月二十日であり（乙三一一号証、乙四号証Ｐ１３上から十七行目）、更

にこれが審査会に渡ったのは、この一週間後の同年一月二十七日だったのである（同右、左行上から十行目）。そして、同審査会が部会報告書を決定したのは、翌月の同年二月十五日であり（同号証Ｐ４２、左行上から六行目）、従って、この海底音波探査調査による本件二号炉敷地前の中央構造線位置についての資料が、二号炉審査会で検討された期間は、〃最大限〃に見積っても、たったの二十日間だったのである。ましてや、二月十五日の最終報告書決定に必要な事前の様々な手続き、文章作成の事務作業などを考えるならば、実際に、この資料が二号炉審査に用いられ検討された期間は、この二十日間を下回ることは確実である。

一号炉審査における一回目の音波探査実施と、最終部会報告書決定が同じ月であったこと。そして二号炉審査においても、音波探査の調査結果を検討した申請文書と申請資料が審査会に提出されてから、最終部会報告書が決定される日までたったの二十日間しかなかったこと。この二つのあまりにも似通った共通の事実の中に本件二号炉審査における立地条件審査が、自称「専門家」の名が色あせるデタラメ審査結果に至る、一つの要因が示されているといえよう。

(3) 一号炉審査にも参加していた三人の委員と三人の調査員
ーデタラメ審査の責任転嫁はできないー

しかし、右の経緯でもって、当二号炉審査会が、自ら行ったデタラメ審査の弁解や情状を得ようと思ったら大間違いである。なんとなれば、本件二号炉審査会、即ち第百二十一部会の九人の審査員のうち三人、及び十人の調査員のうち三人までが、伊方一号炉審査の審査員と調査員であったのであり、しかも、立地条件(二)で登場した大崎順彦委員と松田時彦調査員の二人と、いずれ登場願う垣見俊弘調査員の三人とも、一号炉審査に同じ資格で参加していたのである（乙四号証Ｐ４１右行、甲十三号証ノ四）。即ち、一号炉でもドタン場の海底調査結果の提出を経験しているのであり、松田、垣見両調査員に至っては、自らの一号炉審査の参加そのものが最終部会報告書決定のわずか二カ月前だったのであるから（甲十三号証の四）、本件二号炉で、極めて重要な資料である海底音波探査関係資料が、またもドタン場で提出されるという一号炉と同じやり方が行なわれた際に、「これはおかしい、なにか不都合なことを隠し、ゴマカスための作為的なやり方なのではないか」と疑い、気づくはずである。

そして、当然にも、右の疑問を抱いて、同資料の検討を慎重に、かつ真剣に行っていれば、原告が立地条件(三)で明らかにした事実「伊予灘層、即ち原発沖合五〜八ｋｍの地層中の断層が中央構造線になりうる可能性はない」という事実が即座にわかるのである。それ故に、申請者が原発沖の中央構造線を明らかにしていないという重大な過誤と調査の不十分性に気づき、ただちに調査のやり直しや補充調査を指示したはずである。

しかしながら、右三人の審査員、調査員が右のごとく再調査を指示したという形跡は、申請書類中に全く見当らないし、既に明らかにした通り、先の申請補正書と添付書類を審査会が受けとってから、最終報告書を決定するまでに二十日間しかなかったのであるから